

県外産業廃棄物の処分に係る事前協議について

環境対策課廃棄物規制係

松江市では、廃棄物処理法に定める規定のほか、産業廃棄物の適正な処理の推進を図るため「松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱」（平成30年1月31日松江市告示第12号）により、県外で排出される産業廃棄物を松江市内で処分する場合には、事前に当該処分計画を提出して、市長の承認を受ける必要があります。

➤ 事前協議が必要な場合

県外で排出される産業廃棄物を松江市内にて処分しようとするとき。

（事業者自らが処分する場合、処分業者に処理を委託する場合、ともに事前協議が必要です。）

➤ 事前協議の方法

1. 協議者

原則排出事業者が事前協議を提出してください。

2. 提出する書類

県外産業廃棄物処分事前協議書（様式第2号。以下「事前協議書」という。）

中間処分を優良認定業者に委託して行う場合は、様式第2号に代えて様式第4号を用いて事前協議を行うことができます。（令和3年4月1日より）

3. 添付書類（様式第4号を用いる場合は添付不要）

① 県外産業廃棄物性状表（様式第3号）

② 収集運搬要領等概要書（様式第3号添付書類）

※収集運搬業の許可を有している場合は添付不要です

③ その他市長が必要と認める書類

例：中間処理業者による協議の場合は産業廃棄物処分業許可証の写し

例：石綿除去工事による協議の場合は大気汚染防止届出書の写し

など個別に判断します。

4. 提出先

松江市環境センター 2階 環境対策課廃棄物規制係

5. 提出時期と承認までの期間

内容に補正等がない場合は、概ね2週間で承認を文書にて通知しますが、できるだけ余裕をもって事前協議書を提出してください。

➤ 事前協議の有効期間

事前協議の承認期間は、承認通知書（又は承認印）を受けてから、当該年度の3月末日を超えない期間までとし、次年度も引き続き処分する場合には、改めて事前協議書及び添付書類を提出してください。

✚ 変更の協議

承認を受けた事前協議のうち、次の事項の変更が生じた場合は、変更協議が必要となります。

1. 県外産業廃棄物を排出する事業所
2. " の種類
3. " の量（増加する場合）
4. " の排出工程
5. 処分業者又は処分方法

※各様式は松江市のホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】

〒690-0826 松江市学園南一丁目20番
43号 松江市環境対策課廃棄物規制係

☎0852-55-5671

松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱（抜粋）

第 16 条 排出事業者は、自ら又は処分業者に委託して県外産業廃棄物を市内において処分しようとするときは、原則として排出事業場ごとに当該処分に係る計画（以下「処分計画」という。）についてあらかじめ市長に協議しなければならない。

2 前項の協議（以下「処分協議」という。）をしようとする排出事業者は、県外産業廃棄物処分事前協議書（様式第 2 号。以下「処分協議書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 処分協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 県外産業廃棄物性状表（様式第 3 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

4 排出事業者は、優良認定業者に委託して県外産業廃棄物を市内において中間処分（特別管理産業廃棄物の処分をする場合を除く。）しようとするときは、第 2 項の協議書及び前項の添付書類を提出することに代えて、県外産業廃棄物処分事前協議書（優良認定業者）（様式第 4 号）を提出することができる。

5 処分計画の期間は、1 年を超えない期間で定めるものとする。

第 17 条 市長は、処分計画を承認することを決定したときは、その旨を書面で排出事業者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 4 項の規定により処分計画を承認することを決定したときは、同項の承認したことを証する印をもって通知に代えるものとする。

第 18 条 排出事業者は、前条第 1 項の規定による通知（同条第 2 項の規定により通知に代えて印を用いる場合は、当該印。次項及び次条において同じ。）を受けた後でなければ、自ら又は処分業者に委託して県外産業廃棄物を市内において処分してはならない。

2 処分業者は、排出事業者が前条第 1 項の規定による通知を受けた後でなければ、当該排出事業者に係る県外産業廃棄物の処分を受託してはならない。

第 19 条 第 17 条第 1 項（次項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた排出事業者は、当該通知に係る処分計画のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長に協議しなければならない。

- (1) 県外産業廃棄物を排出する事業場等
- (2) 県外産業廃棄物の種類
- (3) 県外産業廃棄物の量（増加する場合に限る。）
- (4) 県外産業廃棄物の排出工程
- (5) 処分業者又は処分方法

2 第 16 条第 2 項から第 5 項まで及び前 2 条の規定は、前項の規定による協議について準用する。

第 20 条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- (2) 処分協議に係る書類 1 部

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるよう指導することができる。

- (1) 第 13 条第 1 項又は第 18 条（第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (2) 虚偽の内容により設置等協議又は処分協議（第 19 条第 1 項の規定による協議を含む。）をした者
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、この要綱に規定する手続等の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行った者

2 市長は、前項の規定により行った指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告をすることができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、必要な措置をとることができる。